令和９年度予算編成方針について

令 和 8 年 10 月

三　春　町　長

Ⅰ　現状

１　経済状況と国の動向

８月の月例経済報告による経済の基調判断では、「景気は緩やかに回復ししているが、中東情勢や自然災害の影響や金融資本市場の変動の影響に注意する必要がある。」としている。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」において、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」を具体化するため、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換し、一律抑制型の要求を見直すとしている。

一方で、行政サービスの水準を実質的に維持するため、ＰＤＣＡやＥＢＰＭ（※）に基づく既存事業の見直しや租税特別措置・補助金・基金の見直し等を行い、政策効果の高い分野へ重点化するとしている。

また、危機管理投資・成長投資をはじめ、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設し、真に効果的な投資支援策を取り込めるように仕組みを整備するとしている。これは、補正予算に依存した財政運営からの脱却であり、補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置することとし今後具体化を図るとしている。

こうした国の動向や景気の状況が当町の行財政運営に与える影響は大きく、物価高騰へ対応しながらも、国の動きを注視しつつ適切な対応をしていく必要がある。

※注

ＰＤＣＡ：計画・実行・評価・改善の４つの段階を循環させて、業務の品質や生産性を継続的に向上させる手法のこと。

ＥＢＰＭ：経験や勘に頼るのではなく、客観的なデータや科学的根拠に基づいて政策を立案・実行・評価すること。

２　本町の財政状況と今後の見込み

（１）財源の状況

令和７年度一般会計決算では、歳入に占める町税等の自主財源の割合は36.6％（前年度比2.4ポイント増）、地方交付税や国県支出金等の依存財源は63.4％（前年度比2.4ポイント減）となり、所得増による町税収入や国の税収等増による交付金が増えたことにより、自主財源の割合が増加した状況。

（２）経常収支比率

歳出において、人件費・扶助費・公債費等の経常経費が町税・地方交付税等の一般財源に占める割合は90.5％（前年度比0.9ポイント減）となった。これは、経常的な一般財源の９割を経常経費に使われているため、町独自の施策や投資的事業の財源に余裕がない状況が続いている。

適正な基準とされる70％台を大きく超え、依然として財政構造の弾力性が損なわれた厳しい状況にあることから、改善に向けて継続的に取り組む必要がある。

（３）町債残高

令和７年度末の町債残高は約92億300万円（前年度比、約１億800万円減）となり、大規模事業の終了に伴い、ピークを越えた状況となった。しかし、令和元年度以降、７年間で約65億4千万円を借入れ、約43億2千万円を償還し、平成30年度末と比較すると町債残高は1.3倍に増えている状況である。

今後は、償還額が増加し、他の事業費を圧迫することから、発行額は縮小していく必要がある。

（４）財政調整基金

財政調整基金の適正規模は、一般的に標準財政規模の10％～20％程度とされており、５億５千万円から11億円が必要となる状況となっている。

令和７年度末残高は約９億５千万円となるが、令和８年度当初予算における財源不足額約３億４千万円を取り崩しており、約６億１千万円まで減少となった。

令和７年度決算により剰余金のうち約１億９千万円を積立することができたため、令和８年９月現在では約８億円まで回復した状況となっている。

（５）今後の見込み

毎年度の予算編成では、財源不足となる３億円程度は基金からの取り崩しに頼らざるを得ない状況であったが、人件費や物価の上昇に伴い歳出予算の拡大がさらに見込まれるため、基金の取り崩し額は大きくなる恐れがあり、中期財政計画の目標値「予期せぬ収入減少」と「不時の支出増加（災害等）」に対応するための残高５億円を確保するために必要な方策を実施していく。

Ⅱ　予算編成方針

１　基本的な考え方

（１）持続可能な行財政運営を意識する

令和９年度予算編成については、前述の国の動向や本町の財政状況などを踏まえ、限られた財源で持続可能な行財政運営を図ることを最優先としつつ、厳しい財政見通しであっても、今後見込まれる財政需要や災害等への備えとして一定の基金残高を確保する必要がある。

（２）人口減少に見合った財政規模を意識する

町税や地方交付税の大幅な増加は見込めない中で、物価高騰や賃上げが進んでいることに伴い、あらゆる行政経費が増加し、収支の圧迫要因となり、厳しい財政運営は続くものとなる。特に、人件費、公債費、少子高齢化による事業費については、増加傾向のうえ義務的な経費でもあり、削減することが難しいとされているが、人口減少に見合った行政規模に努め、限られた職員数で効果的に行政サービスを維持することが求められる。

（３）第７次行財政改革大綱を踏まえた取捨選択を行う

第７次行財政改革大綱に基づく事務事業の見直しや業務改革の推進、公共施設等総合管理計画に基づく統廃合や長寿命化の推進を加速化しつつ、自然災害に対する防災・減災対策、AI等デジタル技術の活用による町民サービスの向上や業務負担の軽減等、必要な行政サービスを戦略的に取捨選択しなければならない。

（４）第８次三春町長期計画の達成に向けた取組み

「第８次三春町長期計画」に掲げる「将来像」と各施策における目標の実現に向け、全庁横断的な視点で施策を構築して行く必要がある。施策の方向性と予算要求内容の整合性を図りつつ、各事業の緊急性と必要性の高い事業で、かつ費用対効果のより高い事業を優先する。

（５）生産性を向上するための取組み

常に、先進的な情報の収集や事例研究を行い、生産性を向上させる取組みを検討したうえで、予算要求すること。また、歳入については、「稼ぐ力」を作り出すために、既存の制度を踏襲するだけでなく、使用料・手数料の見直しを含めた財源確保に取り組むこと。

２　具体的な方策

（１）　令和９年度は、中期財政計画における歳入見通しを受け、前年度当初予算と比較して５．０％減額した予算編成とする。

（２）　新規事業、大幅な改変、廃止に関することは、必ず政策調整会議等を通じて庁内における検討を十分に図ったうえで実施すること。特に、新規や拡大においては、事業の必要性やその効果を十分に見極め、「ビルド・アンド・スクラップ」を徹底し、既存事業の見直しを同時に行うこと。

（３）　既存事業については、前例を踏襲することなく、業務体制や手法が適切であるかといった視点や、事業の品質や生産性を高めるための方策、新たなICT技術の活用など、最小の経費で最大の効果が得られるよう見直しを積極的に行うこと。

（４）　国県等の活用可能な補助金等については、国県等の動向を的確に情報収集し、制度改正に時宜を失することがないよう担当課における財源の確保を徹底すること。

（５）　各種行政サービスの提供については、受益者負担の原則に基づき、民間サービスや他自治体の状況を勘案しながら、使用料及び手数料の適正化を図ること。

（６）　未利用町有地や施設の積極的な売却に取り組むほか、公共施設の跡地利用について積極的に進めること。なお、各課が所管する行政財産においても、活用の見込みのないものについては、積極的に処分方法について検討すること。

（７）　企業版ふるさと納税等による民間資金を活用し、町の魅力発信するとともに新たな財源確保に努めること。

（８）　「こおりやま広域連携中枢都市圏」に関しては、積極的に連携を図り、町の課題解決に資する手段として活用すること。